

令和 3 年 1 月 7 日 開催

第 7 回 高崎市 農業委員会 総会 議事録

高崎市 農業委員会

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） 皆さん、こんにちは。定刻より前ですけれども、皆さんおそろいでございますので、それでは、第7回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶いただきたくと思います。

会長、よろしく申し上げます。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆さん、こんにちは。今日は、もう物すごい風で、皆さんのところもハウスなんかを飛ばされたりしないように気をつけていただきたいと思います。

そういう中、今日は令和3年に入って初めての総会ということで委員の皆様にお集まりいただきまして、ご苦労さまです。我々の仕事は、こういう今日のような許認可の可否をする仕事がありますけれども、もう一つ、一番大事な活動としまして、農地の最適化の推進です。推進委員さんはおりますけれども、我々もそういう仕事を課せられております。推進委員さんとともに協力し合いながら地元の地域から耕作放棄地を出さないように、貸手と借手のマッチングということでぜひとも努めていただきたいと思います。本当にここ数年、国のほうからそのようなことを随分言われまして、だから、皆さんも活動記録簿の中で、農業委員法で6条の2項ですか、あそこを一生懸命やってくださいということで、皆さんも個々にお仕事をお持ちの中、またそういう仕事もするということが大変でしょうと思います。なかなかこういう、農業も収益が上がればこんな問題ないのですけれども、いろいろ苦労してもなかなか収益が上がらないということで耕作を放棄するという方が非常に増えてきているわけです。そういう中を何とか担い手、新規就農者もそうですけれども、そういう方をどんどん増やして農地が農地以外のものに使われないように推進していきたいとは思っているのですけれども、なかなか思うようにいかないところが現実でございます。そういう中ででも、1つでも、1か所でも、皆さんそのような活動をしていただきまして、農地が適正に保全されるように努めていただきたいと思います。

今日は1回目の総会ということで、慎重審議をされますよう切にお願い申し上げまして、今年1回目の挨拶といたします。よろしくお願いたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。

会長、よろしく申し上げます。

○会長 それでは、ただいまから第7回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、議席番号17番、加藤精一委員及び15番、永井保伸委員の両名、2名が今日欠席との連絡がございました。ということで、今日は、25名中23名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

まず初めに、皆様に議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号10番、中沢幸子委員及び16番、飯塚大輔委員の両名を指名いたします。

また、書記は、事務局の飯塚主任主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案のほうへ入ります。

まず初めに、第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明、お願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第3条許可、契約の内容は賃貸借でございまして、令和2年6月5日許可、高農委指令第70号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、所有者の都合により耕作地として借り受けることができなくなったためとのこととございます。

以上、農地法関係許可取消願につきましては、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局から取消願の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから、何かご質問等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

異議がなければ承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

それでは、続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は事務所・作業場でございまして、平成元年11月20日許可、群馬県指令西農第1962号でございました。変

更の理由につきましては、建築の計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、転用目的は太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、計画変更後の4条許可申請、議案書14ページ、議案第4号ナンバー6が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は住宅・工場用地でございまして、昭和63年10月20日許可、群馬県指令西農第2168号でございました。変更の理由につきましては、建築の計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は建売分譲住宅の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書27ページ、議案第5号ナンバー47が提出されております。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成30年1月22日許可、高農委指令第1535号でございました。こちら一時転用の案件でございまして、転用期間は平成30年1月22日から令和3年1月21日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、IDの譲渡による事業者の変更及びパネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和3年1月22日から令和13年1月21日までの10年間の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書29ページ、議案第5号ナンバー53が提出されております。本件は、営農型太陽光の更新に伴い、事業者と太陽光パネルの枚数と架台支柱の本数を変更したいとの申請でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 計画変更の説明が終わりました。

これより審議に入り、質疑をお受けいたします。

なければ、承認いたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 保留でお願いしたいと思います。

2番 契約内容は売買、借り受けて耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は交換、農業経営拡大のため所有する土地と申請地を交換して耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯からの申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を親戚より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は、保留1件を除く13件でございます。なお、この13件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 3条の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質問をお受けいたします。ということで、ナンバー1、先ほど事務局から説明ございまして、申請人から保留をしたいということで、1番、保留ということにいたします。それを除きまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

皆さんのほうから質問等ございますでしょうか。

なければ、許可することにいたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地332.84平米と一体利用の申請でございませ

す。
2番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地444.65平米、転用済みの畑23平米と一体利用の申請でございませ

す。
3番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地272.81平米と一体利用の申請でございませ

す。また、用途指定区分がございまして、近隣商業地域でございませ

す。
4番 申請地に農業用倉庫を建築したいという農業用施設の申請でございませ

す。
5番 牛舎として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございませ

す。
6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございませ

す。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1の計画変更申請が提出されております。
7番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地196.10平米と一体利用の申請でございませ

す。
8番 植林用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという植林用地の申請でございませ

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては8件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 4条の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

皆さんから、これと異議がなければ、まずナンバー8です。この面積が6,195平方メートル、これは30アール以上の面積ですので、まず初めに皆さんにお聞きいたします。これは、許可相当として、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 はい。分かりました。

では、それ以外のものについて、皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

何かありますか。ないですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1番は事前調査案件になっております。

それでは、事務局、まず初めにナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。譲受法人は、申請地周辺においても、太陽光事業を多く行っており、今後の太陽光パネルの管理等も考慮し、今回の申請地を選定したとのことでございます。

それでは、別添、農地法第5条ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は、位置図でございます。中央の赤枠で囲まれた箇所が今回の申請地でございます。申請地は、市立群馬北保育園から北に約100メートルの場所に位置しております。

2枚目を御覧ください。案内図でございます。図面中央の赤枠で囲まれた箇所が申請地でございます。申請地周辺は、住宅と雑種地、農地が混在する地域でございます。申請地の南側は農振農用地が広がっております。申請地自体は、白地の第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目は公図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうを下にして縦向きに御覧ください。赤枠で囲まれた3筆が申請地ござい

ます。申請地の北側と南側は公道、西側は畑と雑種地、東側は畑にそれぞれ接しております。

1枚おめくりください。4枚目は土地利用計画図でございます。ホッチキス留めされている箇所を下にして御覧いただければと思います。申請地は切土、盛土等を行わず整地のみとなります。太陽光パネルの総枚数は1,074枚、計画発電量は359.79キロワットでございます。申請地の周りは、高さ1.2メートルのフェンスで囲みまして、申請地に防草シートは敷かず、定期的に譲受法人の職員が除草を行うと伺っております。雨水、排水につきましては、申請地の東側と南側に新設のU字溝を設置し、北側の側溝に放流いたします。

1枚おめくりください。最後のページが太陽光パネルの立面図でございます。こちらは、参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより調査報告に入ります。今回は、第2班の調査になっております。ということで、第2班の調査班長、大河原藤雄委員から報告をお願いいたします。

○13番大河原委員 事前調査報告第2班班長、大河原藤雄。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者3名と代理人1名の計4名の出席でした。

質問1 許可後、近隣住民に対して事業説明をするとの話でしたが、現時点では何も話をされていないのですか。

回答 境界立会いの際に、隣接地の地権者には事業の説明をしております。また、申請地付近の住民の皆様にも事業概要を話しておりますが、否定的な意見などは聞いておりません。

質問2 申請地の造成はされますか。

回答 切土、盛土はせずに整地のみを行い、雨水排水のために東側に向けて緩やかな傾斜を造ります。

質問3 雨水はどのように処理する計画ですか。

回答 申請地の西側から東側に向けて緩やかな傾斜を造り、東側と南側にU字溝を新設し、既存の側溝に放流する計画となっております。

質問4 U字溝は、どのくらいの規模のものを設置する計画ですか。

回答 幅30センチ、高さ24センチ、長さ1メートルのものを設置する計画です。

質問5 大雨で大量の雨水が流れてきても、計画しているU字溝で処理し切れるのですか。

回答 雨水の流量計算をし、30年に1度の大雨でも降らない限り、問題なく処理できるものとなっております。

質問6 パワーコンディショナーによる周囲への騒音被害が起こらないように工夫されていますか。

回答 今回の申請地に設置するパワーコンディショナーは、自然冷却型のものを使用するので、

冷却ファンの音もなく、騒音被害は起こりづらいと考えております。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、これより一括審議に入ります。まだ、時間が早いので、このまま進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、小売業を営んでいるが従業員の増員により駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。また、同一事業のため、次のナンバー3が関連案件でございます。

3番 契約の内容以降は先のナンバー2と同様でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、現在の自宅が県道拡幅事業で収用されるため代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地4.46平米と一体利用の計画でございます。

9番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 取下願が提出されたため、取下げでお願いいたします。取下げ理由につきましては、計画の一部に変更が生じたため、代理人から来月以降に申請を提出し直したいと申出があったため取下げとなりました。

13番 契約内容は売買、申請地を買い受けて露天駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、農地種別区分が1種農地とございますが、1種農地の例外許可規定にございます集落接続に該当し、許可要件を満たす案件であると考えられます。

14番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、農地種別区分が1種農地とございますが、1種農地の例外許可規定にございます集落接続に該当し、許可要件を満たす案件であると考えられます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、次の17番が一体利用の関連案件でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、先の16番が一体利用の関連案件でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、農地種別区分が1種農地とございますが、1種農地の例外許可規定にございます集落接続に該当し、許可要件を満たす案件であると考えられます。

20番 契約内容は賃貸借、歯科医院を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、転用済みの畑97平米と一体利用の申請でございます。

21番 契約内容は賃貸借、土建業を営んでいるが資材置場及び車両置場が不足しているため法人代表が所有する申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場及び露天車両置場の申請でございます。

22番 契約内容は売買、現在使用している資材置場が県道整備事業で収用されるため代替地として申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

23番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが旧高崎地域の仕事が増え資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、土木業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を母より借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため母より申請地を借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため父より申請地を借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

27番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、自宅が手狭になったため自宅に隣接する申請地を妻より借り受けて離れを建築したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地498.82平米と一体利用の申請でございます。

30番 契約内容は使用貸借、二世帯で同居しているが手狭なため申請地を長男の妻より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、用悪水路11.34平米と一体利用の申請でございます。また、同一事業のため、次のナンバー31を関連案件とさせていただきます。

31番 契約内容は売買、二世帯で同居しているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、用悪水路11.34平米と一体利用の計画でございます。また、先のナンバー30が関連案件でございます。

32番 契約内容は売買、市外で借家住まいをしているが勤務地である高崎に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり需要の見込まれる申請地を買い受けて貸駐車場として使用したいという貸露天駐車場の申請でございます。

34番 契約内容は売買、薬局を営んでいるが駐車場が手狭なため隣接地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、自動車整備業を営んでいるが車両置場が不足しているため申請地を買い受けて露天駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます、雑種地1,022平米と一体利用の計画でございます。

37番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地12平米と一体利用の計画でございます。また、用途指定がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

38番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅2棟の申請でございます。

40番 契約内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅2棟の申請でございます。

41番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

○事務局 以上、南部地区の一括案件につきましては、取下げ1件を除きます39件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま南部地区の説明が今終わったところで、ちょうどここで切り、一回休憩入れようかなと思って。このまま続けるとかなり時間がかかってしまうので、ここで一旦区切ります。

それでは、これから一括審議に入るわけですがけれども、ここの中でちょっと18番を見てください。それが、ナンバー18、山田孝夫委員に関係する案件になっております。ということで、農業委員会等に関する法律第31条において「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とありますが、山田委員が申請人の代理人として申請された案件でございますので、ナンバー18をこの南部だけの中で最終の審議、質疑を受けることにいたします。ということで、ナンバー18を除いて審議してください。

これとって、皆さんのほうから18以外で何かご質問等ございますでしょうか。

○会長職務代理者（塚越 勤） 12番は、取下げですね。18ページ、12番。

○会長 12番は取下げでしたね。今ちょっと落としてしまったのだけれども、ナンバー12は取下げです。

ほかにごございますでしょうか。

なければ、18は除いて許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、18に入りますので、山田委員、ちょっとご退出をお願いします。

（11番山田委員 退席）

○会長 それでは、ナンバー18の審議に入ります。これは、山田委員が受けた仕事ですね。

皆さんのほうから、これとってご質問、質疑ございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 なければ、許可相当といたします。

それでは、入室をお願いします。

（11番山田委員 着席）

○会長 それでは、これで一時小休止しまして、35分から北部の案件のほうに入りたいと思います。では、一休みしてください。

休 憩

再 開

○会長 時間来ましたので、これよりまた再開いたします。

それでは、これから北部の議案に関して説明をしていただきます。

それでは、事務局、42番からお願いします。

○事務局

42番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

43番 契約内容は売買、堤防工事事業により現在の自宅が収用されるため転居先の住宅敷地の一部として申請地を買い受けて使用したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地281.33平米と一体利用の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

44番 契約内容は売買、産業廃棄物処理業を営んでおり露天資材置場及び露天車両置場として申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天車両置場の申請でございます。

45番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

46番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。先にご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー2の計画変更申請が関連案件でございます。

48番 契約内容は売買、建築業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。宅地677.29平米と一体利用の申請でございます。

49番 契約内容は使用貸借、露天駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

50番 契約内容は賃貸借、イチゴの収穫時期の従業員用駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は、令和3年1月22日から令和3年5月31日までの約4か月間でございます。

51番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

52番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

53番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は、令和3年1月22日から令和13年1月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請である議案書6ページ、議案第2号ナンバー3が関連案件でございます。

54番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

55番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

56番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

57番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地72.10平米と一体利用の申請でございます。

58番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

59番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、農地種別区分が1種農地とございますが、1種農地の例外許可規定にございます集落接続に該当し、許可要件を満たす案件であると考えられます。

60番 契約内容は使用貸借、庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地200.76平米と一体利用の申請でございます。

61番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、農地種別区分が1種農地とございますが、1種農地の例外許可規定にございます集落接続に該当し、許可要件を満たす案件であると考えられます。

62番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

63番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発

電設備設置用地の申請でございます。

64番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

65番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

66番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

67番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

68番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

69番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

70番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

71番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

72番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

73番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、山林1,428平米と一体利用の計画でございまして。

74番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

75番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和3年1月23日から令和6年1月22日までの3年間でございます。

76番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

77番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区一括案件につきましては36件でございます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。

ナンバー42から77、北部の案件について説明をいただきました。73番が面積が3,865ですか、ということですが、3,000平米以上超えておりますので、まず初めに、これは許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか、皆さんに伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。分かりました。

それでは、その他の案件に移ります。審議に入ります。

それ以外の案件について許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、引き続いて、今度は議案第6号に入ります。

議案第6号 高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見について。

高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見について、次のとおり高崎市長に提出したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見について。

議案書は36ページでございます。それでは、ご説明申し上げます。本意見は、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づきまして、農業委員会より本市農政部へ提出するものでございます。意見書につきましては、11月の事前協議にて農業委員、推進委員の皆様からご提出いただいた後、取りまとめを行いまして、本日の総会にてご報告をさせていただきます。ご承認賜れましたら、総会終了後、農業委員会の意見として本市農政部へ提出させていただければと思います。

それでは、意見書の前文から意見本文まで通して朗読をさせていただきます。

昨年新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、日本国内においても緊急事態宣言による外出自粛や、学校の一斉休校など、私たちの生活に大きな影響を与えることとなりました。

飲食店の臨時休業、また時間短縮営業に伴う外食産業の売上の減少や、休校措置による学校給食の停止、様々なイベントの中止などによる経済活動の冷え込みは、日本全体の農畜産物の販売機会の減少にもつながりました。

さらに、本市においては、特定外来種であるクビアカツヤカミキリや豚熱（CSF）の発生、また農産物の盗難被害などが相次いで発生し、農業を取り巻く環境が例年になく厳しい年となりました。

そのような中、新型コロナウイルス緊急経済対策資金融資の創設や、クビアカツヤカミキリ対策

として防除薬剤の配布、豚熱緊急防疫対策のほか、榛名地域の果樹園周辺への防犯カメラ設置など、高崎市独自の支援策を迅速に実施していただいた事に対しまして、農業者を代表して感謝を申し上げます。

さらに、農業振興に対して、本市では、農業者新規創造活動事業補助金をはじめとする独自の施策を展開されているほか、シンガポールの現地法人「高崎トリニオン」と連携し、海外輸出も積極的に行い、日本のみならず海外へも「高崎産農畜産物」の魅力を発信するなど多大なるご尽力をいただいております。今後においても、施策のより一層の充実をお願い申し上げます。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、本市の農業振興施策に関して以下の意見を提出します。

令和3年1月7日。高崎市農業委員会会長、今井隆。

続いて、意見報告です。

表題、本市農業の継続・発展に向けた取り組みに対する支援について。

地域の農業を継続・発展させるためには、農地をまとまった状態で維持していく必要があります。しかし、本市の多くの地域では、担い手の高齢化や後継者不足等の原因により耕作放棄地が増え続けています。耕作放棄地の増加は、現在耕作が行われている農地にも悪影響を与えるおそれがあり、更なる耕作放棄地の増加が危惧されます。

優良な農地を将来にわたり維持していくためには、新規就農者の参入や、定年退職後の親元就農を促進する等、地域の農業が継承され、産地の維持・存続を可能にする担い手の確保が重要な課題です。本市においては現在も、テレビやインターネット等のメディアを通じて、若い世代にも興味を持っていただき、農業の魅力を伝え、一人でも多くの方に興味を持ってもらえるよう、発信しているところですが、本市農業のPR活動の継続と拡大について検討していただきたい。

また、新規就農者等にとって、一番の課題となるのは優良な農地の確保です。効率的な営農を行うためには、既存の生産性の高い農地が新たな担い手に円滑に継承されていく事が理想です。

しかし、優良な農地の多くは既に担い手によって耕作されており、新たな耕作者は耕作放棄地にまで目を向けなくてはなりません。残念ながらこれらの農地は、ある程度の手を加えなければ営農が再開できない状態のものが多く、新規就農者等が優良な農地を確保するのは、非常に厳しい状況にあります。

市におかれましては新規参入を後押しするために是非とも、こうした耕作放棄地の再整備に向けた支援をしていただけるような、新たな制度の創設について検討していただきたい。

以上が、ご提出いただいた意見を取りまとめた意見書でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 市に提出する意見書ということで内容を説明していただきました。この中で「再整備に向け

た支援をしていただけるような、新たな制度の創設について検討していただきたい。」ということで、ある程度土地を、新規就農者が耕作するのが大変だということで、そういう制度の創設ということなのですけれども、これもそうならなければ本当に良いと思います。

これは、市に提出するのですけれども、どうでしょうか、この内容でよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、この内容で高崎市長に提出することにいたします。

それでは、議案のほうは終わったから、これから報告事項です。

では、係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか1件、合計2件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地、用途指定区分は第1種住居地域、ほか21件、合計22件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第1項第4号の規定による届出受理について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は解除、この1件の18条の届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。なお、こちらの報告第3号18条の届出と次の報告第4号18条の通知の違いですが、借手と貸手が合意の上で解約するのが、次の報告第4号の18条の通知になりますが、報告第3号の届出はお互いの合意ではなく、契約の内容に適正に農地を利用しなかった場合、貸し借りを解除する旨の記載があるもの、いわゆる解除条件付の農地の貸し借りで、借手が適正に農地を利用せずに放置していたことから、土地所有者からこの書類が提出されております。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか16件、合計17件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第5号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、11月の総会において許可相当としていただいた案件になりますが、開発許可の遅れから許可日がずれ込みましたが、令和2年12月15日付で許可で調整されましたことをご報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件になります。

また、7番及び40番については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存な

しと回答をいただきました。

4条が4件、5条が48件、合計52件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和2年12月22日付で許可証を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 それでは、これよりその他ということなのですが、ちょっと山田委員さんのほうから5条のナンバー54、事務局からちょっと説明があったのだけれども、もう少し細かく皆さんに報告できることがあったらお願いします。

○11番山田委員 11番、山田です。いつもお世話になっております。議案書の30ページです。ナンバー54というところの、事務局からも補足説明があったとおりなのですが、私もこの案件を見たときに、調整区域に、不動産業者が分譲住宅できるのだっけななんて、ちょっとそんなところから思ってちょっと調べてみまして、事務局が言うとおりののですが、こちらが西毛広域幹線道路というのができます。これがちょうどスーパーマーケットのところなのです。スーパーマーケットの東側の三角地域が、結構広いところがあるのですが、この地域と、あとスーパーマーケットの南側の駐車場のちょっと南のところです。渋川バイパスの西側ですかね。スーパーマーケットの東側のほうは広域幹線道の上になるのです。こちらのほうが、調整区域なのですが、規則がちょっと緩和されて市街化に近い状態で、いろんな事務所とか店舗とか会社とか、そんなのができるようになった地域ということです。ここがあくまでも市街化調整区域です。未線引き地域というのがありますから、市街化区域と市街化調整区域に分かれていないところです。旧の吉井とか榛名、箕郷町地区あるいは倉渕地区、こちらのほうは、もう未線引き地域といって、市街化区域と市街化調整区域に分かれていないところです。今日の議案の中にも箕郷のほうですか、三、四件、建売分譲住宅の案件が出ていましたので、そちらについては全く関係ないというのですか。要するに市街化調整区域、一般に不動産業者が建売分譲住宅とか土地の分譲は農地を買ってすることができないのです。ここの引間と、あとは棟高ですかね、一部、こちらのほうは広域幹線道路、規則のほうは緩和されたというところで農地の場合ですと、農地転用の許可と、それから都市計画法の開発行為申請というのを申請すると、そういった建築物ができますという地域になっております。

ちょっと私も、えっ、何でこの調整区域、不動産業者が農地を買って分譲住宅ができるのかなというところからスタートした話です。もし参考になればと思ひまして、ちょっとお伝えしました。

以上です。ありがとうございます。

○会長 これは、都市計画審議会のほうで決まった場所なのです。

○11番山田委員 広報なんかにも出ていましたよね。ちらっと書いてあったけれども。

○会長 そうそう。そういうことで、皆さんにちょっとお話ししたいということで。行政書士やっていますので、そういうことは詳しいので、今ちょっと説明をいただいたところです。

事務局、農地利用意向調査の、この間は何%ぐらい回収になったと言ったっけ。

○事務局 アンケートのほうは65%程度の回収率となっております。

○会長 そうか、そうか。やっぱりあれか、回答しない人は本当に少しぐらいの農地の人なのかな。
どういふのだろうな。

○事務局 申し訳ありません。詳細の集計は、まだ集計中のため回答ができないのですが、多数の筆を持っている方、少ない筆を持っている方、様々で、全体を通して65%です。

○会長 そうか、そうか。はい。

ほかに。局長のほうから、ない。

○事務局長 はい。

○会長 はい。

皆さんのほうからは、別にこれとってないですね。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第7回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時40分 閉会